

社会福祉法人ハイジ福祉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ハイジ福祉会（以下「当法人」という。）役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員等の範囲）

第2条 報酬及び費用弁償を支給する役員等の範囲は、社会福祉法人ハイジ福祉会定款第15条に定める役員及び第5条に定める評議員とする。

（報酬等の額）

第3条 役員等には、理事会、評議員会への出席の都度、定款第21条及び第8条の定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 日額で定める報酬は、その職務が終了した後に支給する。

（費用の弁償）

第4条 役員が、当法人の用務に関して出張したときは、その費用弁償として旅費及び日当を別表第2に基づき支給する。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬等は、理事会又は評議員会、その他の会議や研修会等の参加等法人・施設運営のための業務を行った都度、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、現金にて支給する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第7条 この規程に実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和元年6月26日より施行する。

別表第1 報酬額

役 職 名	日 額
理 事	5,000円
評 議 員	5,000円
監 事	5,000円

別表第2 費用弁償額

	金 額
旅 費	実 費
宿 泊	実 費
日 当	10,000円